

協働・共感で響きあう
まちづくりをLEADする
京丹後市商工会



京丹後市 Kyotango City Society of Commerce & Industry

商工会だより

2022

7月号

vol.176



京丹後市商工会 〒627-0012 京都府京丹後市峰山町杉谷836-1

●TEL.0772-62-0342 ●FAX.0772-62-3553 ●URL: <https://kyotango.kyoto-fsci.or.jp>

●網野支所/TEL.72-1863 ●大宮支所/TEL.68-0038 ●丹後支所/TEL.75-2222 ●久美浜支所/TEL.82-0155 ●弥栄支所/TEL.65-3137 (火・金のみ)

創業ゼミ2022 塾生募集

創業を目指す方や経営について学びたい方などを対象に、次のとおり講座を開催します。

定員 各会場とも10名程度

会場 与謝野 与謝野町商工会 岩滝支所 (与謝野町岩滝1822)
会 場 9/7~10/19の毎週水曜日
京丹後 京丹後市商工会 本所 (京丹後市峰山町杉谷836-1)
会 場 10/28~12/9の毎週金曜日

開催時間 19:00~(全7回)

講師 岩橋マネジメントサービス 代表・中小企業診断士 岩橋 亮氏

費用 3,000円(テキスト代)(実践編受講者のみ)

対象者 創業を目指す方、創業後間もない方、事業承継予定者、事業承継後間もない方。その他創業に関心のある方や経営について学びたい方など。

申込方法 8月上旬の折込チラシ、商工会本支所窓口、商工会HPの申込書に必要事項をご記入の上、持参・郵送・FAXにてお申し込みください。申込締切後に開講案内を郵送します。

申込締切 与謝野会場: 8月30日(火) 京丹後会場: 10月20日(木)

定員 丹後地域ビジネスサポートセンター

【お申込み・お問合せ】 京丹後市商工会 本所 経営支援課 TEL.0772-62-0342

【カリキュラム】

講座	開催日・時間		テーマ	内 容
	与謝野会場	京丹後会場		
入門編 第①講座	9月7日※ 19:00~20:30	10月28日金 19:00~20:30	創業入門	●創業ははじめの一步 ●質疑応答
実践編 第②講座	9月14日※ 19:00~21:30	11月4日金 19:00~21:30	経営 創業の基本と自己分析	●創業の心構えと創業動機 ●創業計画書とは ●創業時の自己分析 ●懇親会(交流会)
実践編 第③講座	9月21日※ 19:00~21:30	11月11日金 19:00~21:00	マーケティング① ビジネスプランを考える	●市場、顧客の分析 ●事業のコンセプト ●ビジネスプラン
実践編 第④講座	9月28日※ 19:00~21:00	11月18日金 19:00~21:00	マーケティング② お客様への伝え方	●セールスポイント ●新規顧客の集め方 ●顧客をリピーターにする方法
実践編 第⑤講座	10月5日※ 19:00~21:00	11月25日金 19:00~21:00	マーケティング③ 労務 ネット集客と人づくり	●インターネット集客 ●人を採用する ●人を育てる
実践編 第⑥講座	10月12日※ 19:00~21:00	12月2日金 19:00~21:00	財務 創業とお金	●収支計画の立て方 ●資金繰りの基本 ●創業時の経理事務と税金
実践編 第⑦講座	10月19日※ 19:00~21:30	12月9日金 19:00~21:30	創業計画書の磨き上げ 創業支援施策	●創業融資について ※金融機関、保証協会 ●課題とスケジュール ●創業計画書の磨き上げ ●懇親会(交流会)

※入門編(第1講座)のみもしくは実践編(第2講座以降)のみの受講可 ※第1講座~第7講座の全講座受講も可

原油価格・物価高騰等小規模事業緊急支援補助金

原油価格・物価高騰等の影響により厳しい経営状況にある中小企業・小規模事業者の事業継続と経営改善を図るため、省エネ機器導入等の取組みを支援します。

申請期間	第1回: 令和4年8月1日(月)~令和4年8月31日(水) 第2回: 令和4年9月1日(木)~令和4年9月30日(金) 第3回: 令和4年10月1日(土)~令和4年11月15日(火) ※WEB又は郵送により申請(1事業者1回のみ申請可)
補助対象者	府内に事業所等を有する中小企業者、小規模事業者、個人事業主等 ※省エネ対策に係るWEBセミナーを受講し「省エネ対策や経営改善に関する目標」を設定した者が対象
補助率 補助上限額	補助率: 3/4以内 上限額: 50万円 ※ただし、補助対象経費の【A】(既存機器の撤去費を除く)と【B】の合計が20万円以上であることが必要です。
補助対象事業期間	令和4年6月22日(水)~11月15日(火) ※上記期間内に発注・購入・納品・支払いしたもの
補助対象経費 (消費税を除く)	【A】省エネ機器の導入 ●対象となる省エネ機器(品目) エアコン、照明器具、電球、電気冷蔵庫、電気冷凍庫、冷蔵・冷凍ショーケース、エコキュート(電気温水機器)、ガス温水機器、石油温水機器 ●必要とする省エネ性能 家電品: 「省エネ統一ラベル★★★(3.0)以上」であること 業務用: 15%以上の省エネ改善効果が認められること 【B】経営効率化のためのソフトウェアの導入
申請方法	※申請は「交付申請兼実績報告」による1段階方式です。 【WEB】原油価格・物価高騰等小規模事業緊急支援補助金センター申込フォームから申請(WEBセミナーは同ページで閲覧可) (https://www.ki21.jp/r4/bukkakoutou/20220715/) 【郵送】必要書類を各申請期間の最終日までに提出(当日消印有効) (提出先) 〒600-8813 京都市下京区中堂寺南町134 原油価格・物価高騰等小規模事業緊急支援補助金センター

【事務局】公益財団法人京都産業21
原油価格・物価高騰等小規模事業緊急支援補助金センター
ホームページ <https://www.ki21.jp/r4/bukkakoutou/20220715/>
コールセンター TEL: 0570-078-222 9:00~17:00(平日のみ、土日祝除く)

原油価格高騰対策支援給付金

急激な原油価格高騰の影響を受け、経費負担の上昇と適切な価格転嫁が難しい状況にある市内事業者等の負担軽減と経営の安定化を図るため、原油価格高騰の激変緩和措置として給付金を支給します。

給付対象者 市内事業者(市内に事務所、店舗、工場その他の事業所を有し事業活動を行う個人並びに法人)又は市内農林漁業者等

給付対象事業 (1) 事業所光熱費対策事業【全業種が対象です】
(2) 運輸車両等燃料費対策事業【下記(2)①の運輸車両等が対象です】

令和3年11月から令和4年10月までに支払った、事業の用に供する電気、ガス、ガソリン、軽油、灯油、重油及び混合油(以下、光熱費という。)とする。ただし、「(2) 運輸車両等燃料費対策事業」の対象とした車両の燃料費(ガソリン・軽油)は、「(1) 事業所光熱費対策事業」の対象経費とすることはできない。

(1) 事業所光熱費対策事業
対象期間に支払った光熱費のうち任意の3カ月分の合計×10%(千円未満切捨)
※1施設あたり限度額 個人事業主等: 10万円 法人等: 30万円
(2) 運輸車両等燃料費対策事業
車両の種別毎に次の①と②を比較して小さい方の額の総額(千円未満切捨)

①(対象期間に支払った事業用車両の運行に要した燃料費の合計×10%)
÷対象事業用車両台数

区 分	対象車両(リース含む)
トラック・運送事業(貨物自動車運送事業)	事業用車両(緑・黒ナンバー)
貸切バス事業	
タクシー・介護タクシー事業	登録車両(随伴用車両)
自動車運転代行業	
社会福祉事業	社会福祉事業に供する車両

②車両の種別に応じて車両1台あたりの限度額

区 分	限度額	代表的な自動車
普通自動車	30,000円	バス、大型トラック、大型乗用車
小型自動車	25,000円	小型トラック、小型乗用車
軽自動車	5,000円	軽トラック、軽自動車

※道路運送車両法施行規則第2条に定める種別による

例) トラック3台、軽自動車2台の事業用車両を所有し、燃料費を120万円支払っている場合
(1,200,000円 × 10%) ÷ 5台 = 24,000円...①

	普通車A	普通車B	普通車C	軽自動車D	軽自動車E	給付額
①	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	24,000円	82,000円
②	30,000円	30,000円	30,000円	5,000円	5,000円	

給付額 = ①と②を比較して小さい方の額の総額

次の(1)から(4)のいずれかに該当する場合は給付対象外となります。

(1) 京丹後市暴力団排除条例(平成24年京丹後市条例第39号)第2条第4号に規定する暴力団員等にある者
(2) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律(昭和23年法律第122号)に規定する性風俗関連特殊営業として届出義務のある者
(3) 政治団体 (4) 宗教法人

申請開始 令和4年8月上旬予定

申請方法 京丹後市HP又は市民局窓口より申請書を取得し、必要書類を添えて申請してください。

お問合せ先・申請先	対象業種	担当課(電話番号)	対象業種	担当課(電話番号)	対象業種	担当課(電話番号)
京丹後市の右記の担当課へお願い致します。	公共交通	政策企画課(69-0120)	農 業	農業振興課(69-0410)	水 産 業	海業水産課(69-0460)
	福祉施設	長寿福祉課(69-0330)	林 業	農林整備課(69-0430)	そ の 他	商工振興課(69-0440)

機械金属業 物価高騰対策支援給付金

資材の高騰が急激に進み、適切な価格転嫁ができない厳しい経営状況を強いられている市内の機械金属業に対し、製造工程で必要となる工具類等の購入に係る費用の一部を支援します。

市内に住所を有する個人又は市内に所在する法人で、日本標準産業分類に掲げる大分類「E製造業」のうち、中分類「22鉄鋼業」から「31輸送用機械器具製造業」に属するいずれかの事業を行う者(※)

※日本標準産業分類

中 分 類	中 分 類
22-鉄鋼業	27-業務用機械器具製造業
23-非鉄金属製造業	28-電子部品・デバイス・電子回路製造業
24-金属製品製造業	29-電気機械器具製造業
25-はん用機械器具製造業	30-情報通信機械器具製造業
26-生産用機械器具製造業	31-輸送用機械器具製造業

令和4年4月から令和4年12月までの間に購入した次に掲げる製造工程で必要となる工具類等に要した費用

(1) 切削加工工具 (2) 工作機周辺機器 (3) 測定工具 (4) 作業工具
(5) 研削、切断工具 (6) 移動、保管器具 (7) エアー周辺機器 (8) 溶接器具

給付額 対象経費の3分の2以内(千円未満切捨) ※1事業所あたり限度額50万円

次のいずれかに該当する場合は給付対象外となります。

(1) 京丹後市暴力団排除条例(平成24年京丹後市条例第39号)第2条第4号に規定する暴力団員等にある者
(2) 市税等(京丹後市税条例(平成16年京丹後市条例第80号)第3条に規定する市税、同条例第19条に規定する延滞金及び同条例第21条に規定する督促手数料をいう。)の滞納のある者

申請開始 令和4年8月上旬予定

申請方法 京丹後市HP又は市民局窓口より申請書を取得し、必要書類を添えて申請してください。

【お問合せ先・申請先】 京丹後市 商工観光部 商工振興課 電話69-0440